

## 群馬大学受託研究員規則

平成16.4.1 制定

改正 平成18.4.1 平成19.12.26

改正 平成26.4.1

### (目的)

第1条 この規則は、群馬大学（以下「本学」という。）における受託研究員（以下「研究員」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 研究員とは、民間会社等の現職技術者又は研究者であつて、本学の学部、大学院、附置研究所、機構又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において、研究指導を受ける者をいう。

### (資格)

第3条 研究員となることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定に該当する者とする。

### (申請及び許可)

第4条 民間会社等の長（以下「委託者」という。）が研究員として委託しようとするときは、別紙様式による委託申請書を研究指導を希望する学部等の長に提出するものとする。

2 学部等の長は、前項の申請があつたときは、審査の上、その受入れを許可するものとする。

3 学部等の長は、委託者から研究員の研究中止又は研究期間の終了後、第5条第1項に定める研究期間の範囲内で、研究の再開又は研究期間の延長の申請があつたときは、これを許可することができる。

### (研究期間)

第5条 研究員の研究期間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることはできない。

2 学部等の長は、委託者の申請に基づき研究継続の必要があると認められるときは、研究期間を更新することができる。

### (研究料)

第6条 研究員の研究料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）に定める額とする。

2 第4条第3項の規定により、研究の再開又は研究期間の延長が認められた場合の研究料は、前項の規定にかかわらず徴収しない。

3 研究員の受入れを許可された委託者は、研究料を所定の期日までに納めなければならない。

4 既納の研究料は、いかなる理由があつても返還しない。

### (指導方法)

第7条 研究員に対しては、その研究題目を考慮して指導教員を定め、大学院で行う程度

の研究指導を行うものとする。

(証明書の交付)

第8条 学部等の長は、研究員が、その研究について証明を申し出たときは、証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第9条 学部等の長は、研究員が研究員として不相当と認められるとき又は研究料を所定の期日までに納めないときは、許可を取り消すことがある。

(受入れ報告)

第10条 学部等の長は、研究員の受入れを決定したときは、学長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区	分	研究期間
一般の受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内
	短期	6か月以内
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内
	短期	6か月以内
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員	6か月以内
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3か月以内

注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人

農業技術研究機構，農業生物資源研究所，農業環境技術研究所，農業工学研究所，食品総合研究所，国際農林水産業研究センター，森林総合研究所，水産総合研究センタ

ー

別紙様式

平成 年 月 日

群馬大学

殿

会社等名  
所在地  
代表者氏名

㊞

受託研究員委託申請書

下記の者を、受託研究員として貴学に委託したいので、よろしくお願ひします。

記

研究員氏名		性別		生年月日	
最終学歴・卒業年月日					
会社等の所属部課職名					
研究題目					
研究期間					
研究希望学部等					
希望指導教員職名氏名					
氏名					

添付書類：履歴書・健康診断書・最終学校卒業証明書。